国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第9条(略) 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該常勤 役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該 合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25 を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、100分の164.1 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその 者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第38条第2項の表 (3)に定める割合を乗じて得た額とする。 3~7(略)	役員が受けるべき俸給月額及び都市手当の月額の合計に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した合計額を基礎として、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者	給与法の改正に伴

附 則(令和5年4月1日経規程第9号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。